



ひと、くらし、
みらいのために

せみね監督署だより



発行 瀬峰労働基準監督署(栗原市瀬峰下田50-8, 電話0228-38-3131)

毎年11月は

「過労死等防止啓発月間」です。

過労死等防止対策推進法では、国民の間に広く過労死等を防止することの重要性について自覚を促し、これに対する関心と理解を深めるため、毎年11月を「過労死等防止啓発月間」と定めています。

国民一人ひとりが自身にも関わることとして過労死等とその防止に対する理解を深めて「過労死ゼロ」の社会を実現しましょう。

※「過労死等」とは、業務における過重な負荷による脳血管疾患もしくは心臓疾患を原因とする死亡、もしくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡またはこれらの脳血管疾患、心臓疾患、精神障害のことです。



過重労働による健康障害を防止するために

① 時間外・休日労働時間等を削減しましょう。

- ・労働基準法が改正され、法律上、時間外労働の上限は原則として月45時間・年360時間となり、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができなくなりました。(注1)
臨時的な特別の事情があって労使が合意する場合(特別条項)でも、法律に定める上限を守らなければなりません。
- ・時間外労働は本来臨時的な場合に行われるものであること等を踏まえ、36協定(時間外労働・休日労働に関する協定)の締結に当たっては、労働者の代表(労働者の過半数で組織する労働組合又は労働者の過半数を代表する者)とともに、その内容が指針(注2)に適合したものとなるようにしてください。

(注1) 建設事業、自動車運転の業務など、特定の事業・業務については、上限規制の適用が猶予・除外されています。

(注2) 「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長及び休日の労働について留意すべき事項等に関する指針」(平成30年9月、厚生労働省)

② 年次有給休暇の取得を促進しましょう。

労働基準法が改正され、年5日の年次有給休暇(以下「年休」という。)を確実に取得させることが必要となっていますが、これは最低基準です。労働者に付与された年休は本来、すべて取得されるべきものです。年休を取得しやすい職場環境づくり、年休の計画的付与制度の活用等により年休の取得促進を図りましょう。

労働災害発生状況(令和2年9月末現在)

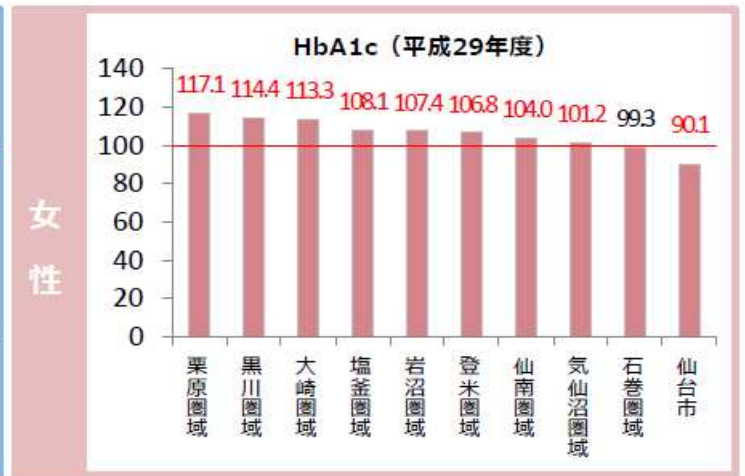
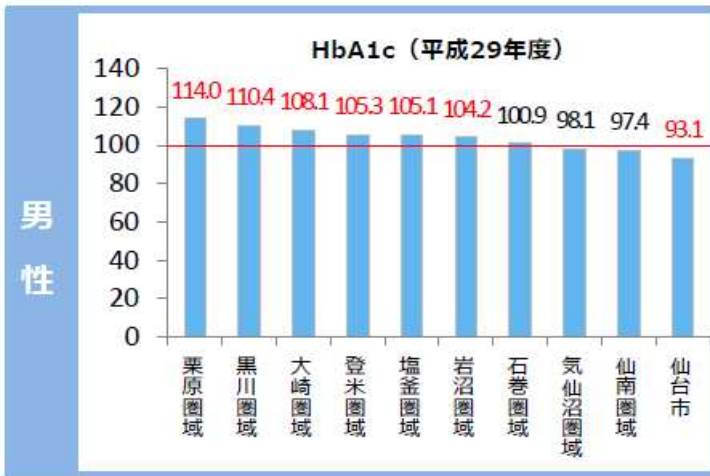
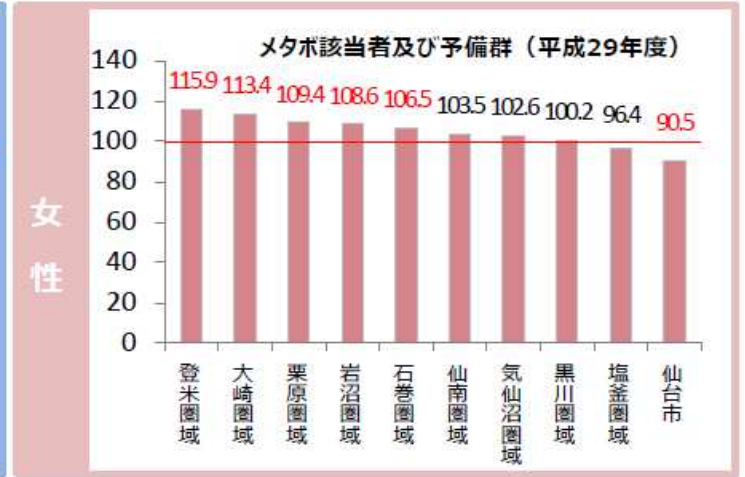
| | 管内(登米・栗原)被災者数 | | 県内被災者数 | |
|--------|---------------|------|--------|------|
| | 令和2年 | 令和元年 | 令和2年 | 令和元年 |
| 休業4日以上 | 93 | 83 | 1553 | 1550 |
| 死亡 | 2 | 1 | 10 | 13 |

栗原・登米圏域の健康状況について

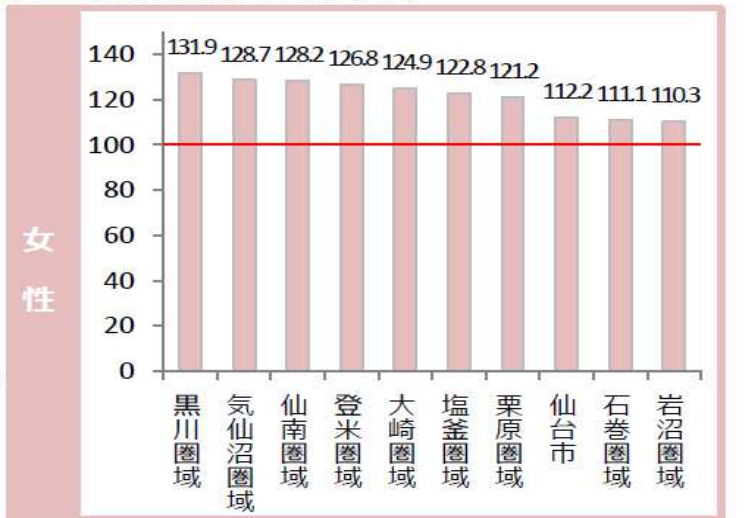
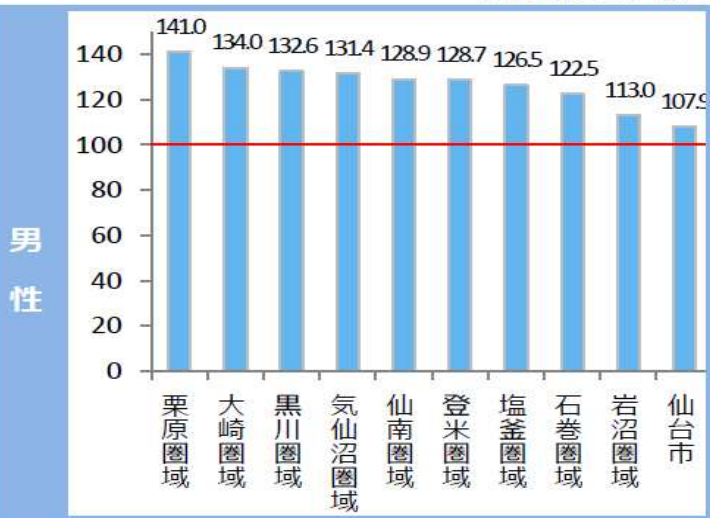
本県は、メタボリックシンドローム該当者・予備群の割合や脳血管疾患による死亡率が全国的にも高い状況にあります。中でも、メタボについては「登米の男女」「栗原の女性」、HbA1cについては「栗原男女」が高い傾向にあります。そして命に直結する脳血管疾患については「栗原の男性」「登米の女性」が高い傾向となっています。働く方々の健康を守るために事業場内においても対策を練り快適職場を目指していただけたらと思います。

【圏域別の状況】（標準化該当比 市町村国保 受診者約10万8千人 協会けんぽ 受診者約21万3千人の状況）

※県=100



脳血管疾患 標準化死亡比EBSMR（平成29年）



■EBSMR（SMR経験的ベイズ推定値）について

年齢構成の差を取り除き地域の比較を行うための指標として、標準化死亡比（SMR）がありますが、小地域間の比較や経年的な動向を標準化死亡比で見る場合、死亡数が少ないと数値が大きく変動してしまいます。そのため、観測データ以外にも対象に関する情報を推定に反映させることが可能な「ベイズ推定」を使用しました。全国を100として相対値で表したもので、EBSMRが100より大きい場合、全国平均と比べて出現割合が高いことを示しています。